

修 正 案	現 行	備 考
<p data-bbox="421 316 707 507">石川県地域防災計画 一般災害対策編  (平成25年修正)</p>	<p data-bbox="1384 316 1671 507">石川県地域防災計画 一般災害対策編  (平成24年修正)</p>	

修正案	現行	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 性格及び基本方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(1) 用語</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 指定公共機関 日本郵便株式会社(北陸支社)、日本銀行(金沢支店)、日本赤十字社(石川県支部)、日本放送協会(金沢放送局)、中日本高速道路株式会社(金沢支社)、西日本旅客鉄道株式会社(金沢支社)、日本貨物鉄道株式会社(金沢支店)、西日本電信電話株式会社(金沢支社)、KDDI株式会社(北陸総支社)、日本通運株式会社(金沢支店)、北陸電力株式会社(石川支店)、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ(北陸支社)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社(北陸営業支店)</p> <p>エ 指定地方公共機関 北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、石川県医師会、石川県看護協会、石川県治水協会</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3節 防災計画、防災会議</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 石川県防災会議</p> <p>(1) 所掌事務(災害対策基本法第14条第2項及び水防法第7条) 県防災会議の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>ア 県地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。</p> <p>イ 知事の諮問に応じて、県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</p> <p>ウ 前記イに規定する重要事項に関し、知事に意見を述べること。</p> <p>エ 県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、県並びに関係指定地方行政機関、関係市町、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。</p> <p>(削除)</p> <p>オ (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 性格及び基本方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(1) 用語</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 指定公共機関 郵便事業株式会社(北陸支社)、日本銀行(金沢支店)、日本赤十字社(石川県支部)、日本放送協会(金沢放送局)、中日本高速道路株式会社(金沢支社)、西日本旅客鉄道株式会社(金沢支社)、日本貨物鉄道株式会社(金沢支店)、西日本電信電話株式会社(金沢支社)、KDDI株式会社(北陸総支社)、日本通運株式会社(金沢支店)、北陸電力株式会社(石川支店)、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ(北陸支社)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社(北陸営業支店)</p> <p>エ 指定地方公共機関 北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、石川県医師会、石川県看護協会、<u>石川県道路公社</u>、石川県治水協会</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3節 防災計画、防災会議</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 石川県防災会議</p> <p>(1) 所掌事務(災害対策基本法第14条第2項及び水防法第7条) 県防災会議の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>ア 県地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。</p> <p>イ 県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</p> <p>ウ 県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、県並びに関係指定地方行政機関、関係市町、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。</p> <p>エ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。</p> <p>オ (略)</p>	

修正案	現行	備考																										
<p>(2) 組織（災害対策基本法第15条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長 知事</li> <li>・委員 (70名以内) <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号委員（指定地方行政機関）</li> <li>第2号委員（陸上自衛隊）</li> <li>第3号委員（県教育委員会）</li> <li>第4号委員（県警察本部）</li> <li>第5号委員（県知事部局）</li> <li>第6号委員（市町、消防機関）</li> <li>第7号委員（指定公共機関、指定地方公共機関）</li> <li>第8号委員（自主防災組織、学識経験者）</li> </ul> </li> </ul> <p>第4節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <table border="1" data-bbox="232 667 734 954"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸財務局</td> <td>・（略） ・避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舍）の情報収集及び情報提供に関すること。</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>・災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ・ライフラインの早期復旧に関すること。</td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（削除）</p> <table border="1" data-bbox="228 1031 734 1114"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本郵便株式会社（北陸支社）</td> <td>・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5節 （略）</p>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	北陸財務局	・（略） ・避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舍）の情報収集及び情報提供に関すること。	中部経済産業局	・災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ・ライフラインの早期復旧に関すること。	中部近畿産業保安監督部	・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	日本郵便株式会社（北陸支社）	・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。	<p>(2) 組織（災害対策基本法第15条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長 知事</li> <li>・委員 (60名以内) <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号委員（指定地方行政機関）</li> <li>第2号委員（陸上自衛隊）</li> <li>第3号委員（県教育委員会）</li> <li>第4号委員（県警察本部）</li> <li>第5号委員（県知事部局）</li> <li>第6号委員（市町、消防機関）</li> <li>第7号委員（指定公共機関、指定地方公共機関）</li> </ul> </li> </ul> <p>第4節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <table border="1" data-bbox="1205 667 1706 983"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸財務局</td> <td>・（略）</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>・災害時における物資の安定的供給確保に関すること。 ・被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ・被災中小企業の振興に関すること。</td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>・火薬類、高圧ガス、電気、ガス等の保安に関すること。 ・鉱山における災害の防止及び災害時における応急措置に関すること。</td> </tr> <tr> <td>石川県道路公社</td> <td>・（略）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1205 1031 1706 1114"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵便事業株式会社（北陸支社）</td> <td>・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5節 （略）</p>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	北陸財務局	・（略）	中部経済産業局	・災害時における物資の安定的供給確保に関すること。 ・被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ・被災中小企業の振興に関すること。	中部近畿産業保安監督部	・火薬類、高圧ガス、電気、ガス等の保安に関すること。 ・鉱山における災害の防止及び災害時における応急措置に関すること。	石川県道路公社	・（略）	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	郵便事業株式会社（北陸支社）	・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																											
北陸財務局	・（略） ・避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舍）の情報収集及び情報提供に関すること。																											
中部経済産業局	・災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ・ライフラインの早期復旧に関すること。																											
中部近畿産業保安監督部	・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。																											
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																											
日本郵便株式会社（北陸支社）	・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。																											
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																											
北陸財務局	・（略）																											
中部経済産業局	・災害時における物資の安定的供給確保に関すること。 ・被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ・被災中小企業の振興に関すること。																											
中部近畿産業保安監督部	・火薬類、高圧ガス、電気、ガス等の保安に関すること。 ・鉱山における災害の防止及び災害時における応急措置に関すること。																											
石川県道路公社	・（略）																											
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																											
郵便事業株式会社（北陸支社）	・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。																											

修正案	現行	備考
<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 住民に対する防災知識の普及 (略)</p> <p>(1) 普及の方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 広報媒体等による普及</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>防災に関するテキストやマニュアル等の印刷物による普及</u></p> <p>(エ)～(カ) (略)</p> <p>(キ) <u>講演会や実地研修等の開催による普及</u></p> <p>(ク)～(コ) (略)</p> <p>ウ <u>社会教育施設の活用を通じた普及</u> <u>公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中</u> <u>で防災に関する教育の普及推進を図る。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 災害教訓の伝承</p> <p>(1) <u>県及び市町は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように公開に努める。</u></p> <p>また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>(2) <u>住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。</u></p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 住民に対する防災知識の普及 (略)</p> <p>(1) 普及の方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 広報媒体等による普及</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 印刷物による普及</p> <p>(エ)～(カ) (略)</p> <p>(キ) <u>講演会等の開催による普及</u></p> <p>(ク)～(コ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 災害教訓の伝承</p> <p>県は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるように公開に努める。</p> <p>また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針</p>	

修正案	現行	備考
<p>災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ確かな対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。</p> <p>このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、社会福祉協議会、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどの連携強化に努める。</p> <p>また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。</p> <p>2 防災ボランティアの環境整備</p> <p>防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難場所等における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 防災ボランティアの育成</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県は、防災ボランティアの受入や派遣、支援物資の調達などを行うボランティア現地本部において、防災ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを継続的に養成するとともに、コーディネート技術の向上のための研修等を行う。また、市町、日本赤十字社等も災害ボランティアコーディネーターの養成等に努める。</p> <p>(5) (略)</p> <p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災訓練計画</p> <p>県、市町及び防災関係機関等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。</p> <p>なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。</p> <p>(1) 図上訓練</p> <p>(略)</p>	<p>災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ確かな対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。</p> <p>このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、社会福祉協議会、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどの連携強化に努める。</p> <p>また、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。</p> <p>2 防災ボランティアの環境整備</p> <p>防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難場所等における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 防災ボランティアの育成</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県は、被災者ニーズに応じた防災ボランティアの受入や派遣、支援物資の調達などの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを継続的に養成するとともに、コーディネート技術の向上のための研修等を行う。また、市町、日本赤十字社等も災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。</p> <p>(5) (略)</p> <p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災訓練計画</p> <p>県、市町及び防災関係機関等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。</p> <p>なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。</p> <p>(1) 図上訓練</p> <p>(略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>(2) 実地訓練 (略)</p> <p>ア 総合防災訓練 県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、<u>防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に係る多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 基本方針 災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能ができる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、<u>応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。</u> また、県、市町及び防災関係機関は、土砂災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び浸水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、<u>十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</u> さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、<u>男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。</u></p> <p>2 県の活動体制 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア 県各関係課長等は平常時から被害状況等の把握や応援要請のため、市町及び防災関係機関、関係団体との緊急連絡体制の強化・充実に努める。 イ 県は、市町と調整の上、市町の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との</p>	<p>(2) 実地訓練 (略)</p> <p>ア 総合防災訓練 県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、<u>防災関係機関の参加及び住民その他関係団体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 基本方針 災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能ができる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、<u>応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。</u> また、県、市町及び防災関係機関は、土砂災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び浸水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、<u>十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。</u> さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、<u>男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。</u></p> <p>2 県の活動体制 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制の構築 県各関係課長等は平常時から被害状況等の把握のため、市町及び防災関係機関、関係団体との緊急連絡体制の強化・充実に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 他の地方公共団体等との応援協定締結の推進 県は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておくものとする。</p>	

修正案	現行	備考
<p>間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>受援計画の策定等</u>  <u>県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>情報のバックアップ化</u>  <u>県は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>3 市町の活動体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>情報発信</u>  <u>市町は、避難所、地区・町会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。</u>  <u>なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。</u></p> <p>(4) <u>他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等</u></p> <p><u>ア 市町は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。</u></p> <p><u>イ 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</u>  <u>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</u></p> <p><u>ウ 市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p>	<p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>情報のバックアップ化</u>  <u>県は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>3 市町の活動体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>情報発信</u>  <u>市町は、避難所、地区・町会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。</u>  <u>なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努める。</u></p> <p>(4) <u>他の地方公共団体等との応援協定締結の推進</u></p> <p><u>市町は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておくものとする。なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</u></p>	

修正案	現行	備考
<p>(5) <u>受援計画の策定等</u> 市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、<u>受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>情報のバックアップ化</u> 市町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、<u>公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等</u>）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。</p> <p>4 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>1 基本方針 災害発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互間の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、<u>情報通信設備の安全性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。</u> なお、<u>災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</u></p> <p>2 通信用施設設備の整備 (1) 県の整備 県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線等の整備を図る。 また、ヘリコプターテレビシステム、高所監視カメラ、救急医療情報システム等の整備の充実を図るほか、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、<u>県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めるよう努めるなど、情報の収集、伝達に万全を期す。</u></p>	<p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>情報のバックアップ化</u> 市町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、<u>建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等</u>）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。</p> <p>4 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>1 基本方針 災害発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互間の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、<u>情報通信設備の安全性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。</u></p> <p>2 通信用施設設備の整備 (1) 県の整備 県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線等の整備を図る。 また、ヘリコプターテレビシステム、高所監視カメラ、救急医療情報システム等の整備の充実を図り、<u>情報の収集、伝達に万全を期すよう努める。</u></p>	



修正案	現行	備考
<p>(2) 市町の整備  ア 市町は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の实情に応じて、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>ソーシャルメディア、ワンセグ等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 防災関係機関の整備  防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、<u>防災相互通信用無線局などの整備を図り、通信の確保に努める。</u>  <u>なお、県及び市町は、NTT等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第9節 水害予防</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 地下空間の浸水対策  (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、<u>警察機関及び消防機関等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。</u></p> <p>第10節 (略)</p> <p>第11節 消防力の充実、強化</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 消防力の強化  (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 消防団の活性化  市町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実、<u>処遇の改善、及び知識・技能の向上のための教育訓練体制の充実を図る。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(2) 市町の整備  ア 市町は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の实情に応じて、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 防災関係機関の整備  防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、<u>防災相互通信用無線局などの整備を図り、通信の確保に努める。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築</u>  <u>県は、国、市町と連携協力しながら、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努めるものとする。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第9節 水害予防</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 地下空間の浸水対策  (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、<u>警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。</u></p> <p>第10節 (略)</p> <p>第11節 消防力の充実、強化</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 消防力の強化  (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 消防団の活性化  市町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実、<u>知識・技能の向上を図る。</u></p> <p>(略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>(4)～(5) (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 救助・救急体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 体制の整備</p> <p>ア 県及び市町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。</p> <p>イ 市町長は、大規模災害時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。また、災害時に迅速に医療機関に搬送するため、県の災害・救急医療情報システムの活用を図る。</p> <p>第12節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>市町は、建物倒壊及び出火・延焼等の災害に備えて、避難場所、避難路の確保・整備に努め、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難場所、避難路の指定等</p> <p>(1) 避難場所</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 生活必需品等の供給</p> <p>避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。</p> <p>また、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めること。とりわけ、学校施設が避難所として多く使用されることから、防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努めること。</p> <p>さらに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>(4)～(5) (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 救助・救急体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 救急体制の整備</p> <p>市町長は、大規模災害時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。また、災害時に迅速に医療機関に搬送するため、県の災害・救急医療情報システムの活用を図る。</p> <p>第12節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>市町は、地震に伴う建物倒壊及び出火・延焼、津波等の災害に備えて、避難場所、避難路の確保、整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難場所、避難路の指定等</p> <p>(1) 避難場所</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 生活必需品等の供給</p> <p>避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。</p> <p>また、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めること。とりわけ、学校施設が避難所として多く使用されることから、防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努めること。</p> <p>さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>第13節 災害時要援護者対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>危機管理監室、健康福祉部、県民文化局、観光戦略推進部、警察本部、市町</p> </div> <p>1～2 (略)</p> <p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) 防災組織体制の整備</p> <p>県は、社会福祉施設等の管理者が、市町の地域防災計画等に基づく具体的な防災計画を定めることを支援するため、その指針を示すものとする。</p> <p>(略)</p> <p>また、社会福祉施設の管理者は、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。</p> <p>市町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第14節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 基本方針 体系</p> <div style="margin: 10px 0;"> <pre> graph LR     A[緊急輸送体制の整備] --- B[緊急輸送道路ネットワークの整備]     A --- C[臨時離着陸場の整備]     A --- D[港湾・漁港の整備]     A --- E[民間事業者等の活用] </pre> </div> <p>2 緊急輸送道路ネットワークの整備</p>	<p>第13節 災害時要援護者対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>危機管理監室、健康福祉部、県民文化局、観光交流局、警察本部、市町</p> </div> <p>1～2 (略)</p> <p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) 防災組織体制の整備</p> <p>県は、社会福祉施設等の管理者が、市町の指示に基づく具体的な防災計画を定めることを支援するため、その指針を示すものとする。</p> <p>(略)</p> <p>また、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第14節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 基本方針 体系</p> <div style="margin: 10px 0;"> <pre> graph LR     A[緊急輸送体制の整備] --- B[緊急輸送道路ネットワークの整備]     A --- C[臨時離着陸場の整備]     A --- D[港湾・漁港の整備] </pre> </div> <p>2 緊急輸送道路ネットワークの整備</p>	

修正案	現行	備考																								
<table border="1" data-bbox="300 197 734 528"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設定基準</th> <th>接続される防災拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次緊急輸送道路</td> <td>初動体制の確保、地域間相互の連携、<u>救急活動</u>に対応する路線</td> <td>県庁、土木(総合)事務所、<u>市役所・町役場</u>、国土交通省・<u>中日本高速道路等出先機関</u>、空港、重要港湾、<u>災害拠点病院</u>、<u>消防本部・消防署</u>、<u>自衛隊基地</u>、<u>警察署</u></td> </tr> <tr> <td>第2次緊急輸送道路</td> <td>飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、<u>救急活動</u>等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線</td> <td><u>市役所・町役場の支所</u>、<u>中心都市駅</u>、<u>広域物流拠点</u>、<u>臨時離着陸場</u>、<u>地方港湾</u>、<u>漁港</u>、<u>現地医療班派遣病院</u>、<u>テレビ・ラジオ局</u></td> </tr> <tr> <td>第3次緊急輸送道路</td> <td>復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線</td> <td>二</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設定基準	接続される防災拠点	第1次緊急輸送道路	初動体制の確保、地域間相互の連携、 <u>救急活動</u> に対応する路線	県庁、土木(総合)事務所、 <u>市役所・町役場</u> 、国土交通省・ <u>中日本高速道路等出先機関</u> 、空港、重要港湾、 <u>災害拠点病院</u> 、 <u>消防本部・消防署</u> 、 <u>自衛隊基地</u> 、 <u>警察署</u>	第2次緊急輸送道路	飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、 <u>救急活動</u> 等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	<u>市役所・町役場の支所</u> 、 <u>中心都市駅</u> 、 <u>広域物流拠点</u> 、 <u>臨時離着陸場</u> 、 <u>地方港湾</u> 、 <u>漁港</u> 、 <u>現地医療班派遣病院</u> 、 <u>テレビ・ラジオ局</u>	第3次緊急輸送道路	復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	二	<table border="1" data-bbox="1290 205 1780 563"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設定基準</th> <th>接続される防災拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次緊急輸送道路</td> <td>初動体制の確保、地域間相互の連携に対応する路線</td> <td>県庁、土木総合事務所、<u>地方生活中心都市の役場</u>、<u>国土交通省・公団等出先機関</u>、<u>空港</u>、<u>重要港湾</u></td> </tr> <tr> <td>第2次緊急輸送道路</td> <td>飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、<u>救急活動</u>等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線</td> <td><u>地方港湾</u>、<u>中心都市駅</u>、<u>広域物流拠点</u>、<u>漁港</u>、<u>臨時離着陸場</u>、<u>市村役場</u>、<u>自衛隊基地</u>、<u>現地医療班派遣病院</u>、<u>消防署・消防本部</u>、<u>警察署</u>、<u>テレビ・ラジオ放送局</u></td> </tr> <tr> <td>第3次緊急輸送道路</td> <td>復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線</td> <td><u>火葬場</u>、<u>斎場</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	設定基準	接続される防災拠点	第1次緊急輸送道路	初動体制の確保、地域間相互の連携に対応する路線	県庁、土木総合事務所、 <u>地方生活中心都市の役場</u> 、 <u>国土交通省・公団等出先機関</u> 、 <u>空港</u> 、 <u>重要港湾</u>	第2次緊急輸送道路	飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、 <u>救急活動</u> 等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	<u>地方港湾</u> 、 <u>中心都市駅</u> 、 <u>広域物流拠点</u> 、 <u>漁港</u> 、 <u>臨時離着陸場</u> 、 <u>市村役場</u> 、 <u>自衛隊基地</u> 、 <u>現地医療班派遣病院</u> 、 <u>消防署・消防本部</u> 、 <u>警察署</u> 、 <u>テレビ・ラジオ放送局</u>	第3次緊急輸送道路	復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	<u>火葬場</u> 、 <u>斎場</u>	
区分	設定基準	接続される防災拠点																								
第1次緊急輸送道路	初動体制の確保、地域間相互の連携、 <u>救急活動</u> に対応する路線	県庁、土木(総合)事務所、 <u>市役所・町役場</u> 、国土交通省・ <u>中日本高速道路等出先機関</u> 、空港、重要港湾、 <u>災害拠点病院</u> 、 <u>消防本部・消防署</u> 、 <u>自衛隊基地</u> 、 <u>警察署</u>																								
第2次緊急輸送道路	飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、 <u>救急活動</u> 等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	<u>市役所・町役場の支所</u> 、 <u>中心都市駅</u> 、 <u>広域物流拠点</u> 、 <u>臨時離着陸場</u> 、 <u>地方港湾</u> 、 <u>漁港</u> 、 <u>現地医療班派遣病院</u> 、 <u>テレビ・ラジオ局</u>																								
第3次緊急輸送道路	復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	二																								
区分	設定基準	接続される防災拠点																								
第1次緊急輸送道路	初動体制の確保、地域間相互の連携に対応する路線	県庁、土木総合事務所、 <u>地方生活中心都市の役場</u> 、 <u>国土交通省・公団等出先機関</u> 、 <u>空港</u> 、 <u>重要港湾</u>																								
第2次緊急輸送道路	飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、 <u>救急活動</u> 等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	<u>地方港湾</u> 、 <u>中心都市駅</u> 、 <u>広域物流拠点</u> 、 <u>漁港</u> 、 <u>臨時離着陸場</u> 、 <u>市村役場</u> 、 <u>自衛隊基地</u> 、 <u>現地医療班派遣病院</u> 、 <u>消防署・消防本部</u> 、 <u>警察署</u> 、 <u>テレビ・ラジオ放送局</u>																								
第3次緊急輸送道路	復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	<u>火葬場</u> 、 <u>斎場</u>																								
<p>3～4 (略)</p> <p>5 民間事業者等の活用</p> <p>(1) 県及び市町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。</p> <p>(2) 県及び市町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。</p> <p>(3) 県及び市町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。</p> <p>緊急輸送道路ネットワーク図 (別紙1)</p> <p>第15節～第17節 (略)</p> <p>第18節 食料及び生活必需品等の確保</p> <div data-bbox="103 1150 999 1209" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">         危機管理監室、県民文化局、健康福祉部、農林水産部、市町       </div> <p>1 基本方針</p> <p>住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。</p> <p>このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図る。なおこの際、要援護者への配慮</p>	<p>3～4 (略)</p> <p>緊急輸送道路ネットワーク図 (別紙2)</p> <p>第15節～第17節 (略)</p> <p>第18節 食料及び生活必需品等の確保</p> <div data-bbox="1093 1150 1883 1209" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">         危機管理監室、県民文化局、農林水産部、市町       </div> <p>1 基本方針</p> <p>住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。</p> <p>このため、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図る。なおこの際、要援護者への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p> <p>また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給(生理用品など)等の取</p>																									

修正案	現行	備考
<p>及び食料の質の確保に留意する。 また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。</p> <p>2 県、市町、県民等の役割分担 (1) 県は、被災住民に給与する食料及び生活物資や、市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。 また、県は、災害の規模等に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。 (2)～(4) (略) (5) 県及び市町は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。</p> <p>3 食料及び生活物資の確保 (略) (1) (略) (2) 市町は、非常食の備蓄に努める。 また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、災害時要援護者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要援護者に対する備蓄物資を拡充する。 (略) 4～5 (略)</p> <p>第19節 噴火災害予防</p> <p>1 基本方針 白山は、気象庁より噴火警報等が発表される火山であるので、噴火等の異常時における情報伝達体制や事前措置などをあらかじめ定めておき、応急措置の円滑化を図る。 なお、県は、白山の火山活動が活発化した場合の総合的な避難対策を平常時から関係機関が共同で検討する体制として、岐阜県、関係市町村、国等の関係機関と連携し、白山火山防災協議会を設置する。平常時からの白山火山防災協議会における登山者や住民の避難に係る共同検討を通じて、白山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上を図る。</p>	<p>り組みを一層推進する。</p> <p>2 県、市町、県民等の役割分担 (1) 県は、被災住民に給与する生活物資や、市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。 また、県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制の整備を図る。 (2)～(4) (略)</p> <p>3 食料及び生活物資の確保 (略) (1) (略) (2) 市町は、非常食の備蓄に努める。 また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、災害時要援護者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要援護者に対する備蓄物資を拡充する。 (略) 4～5 (略)</p> <p>第19節 噴火災害予防</p> <p>1 基本方針 白山は、気象庁より噴火警報等が発表される火山であるので、噴火等の異常時における情報伝達体制や事前措置などをあらかじめ定めておき、応急措置の円滑化を図る。</p>	

修正案	現行	備考
<div data-bbox="264 236 855 488" data-label="Diagram"> <p>体系</p> <pre> graph LR     A[噴火災害予防] --- B[異常気象の通報義務]     A --- C[噴火警報等の発表と通報]     A --- D[事前措置及び応急措置] </pre> </div> <p>2～4 (略)</p> <p>第20節～第23節 (略)</p> <p>第24節 公共施設災害予防</p> <p>1 基本方針</p> <p>道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。</p> <p>このため、災害に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、災害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>第25節～第27節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 災害対策本部</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 災害対策本部の組織、編成</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 災害対策本部の編成は、次のとおりとする。</p>	<div data-bbox="1232 236 1823 488" data-label="Diagram"> <p>体系</p> <pre> graph LR     A[噴火災害予防] --- B[異常気象の通報義務]     A --- C[噴火警報等の発表と通報]     A --- D[事前措置及び応急措置] </pre> </div> <p>2～4 (略)</p> <p>第20節～第23節 (略)</p> <p>第24節 公共施設災害予防</p> <p>1 基本方針</p> <p>道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。</p> <p>このため、災害に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路、港湾、空港などの交通施設間の連携強化を図るなど、災害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>第25節～第27節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 災害対策本部</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 災害対策本部の組織、編成</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 災害対策本部の編成は、次のとおりとする。</p>	

<b>修正案</b>	<b>現行</b>	<b>備考</b>
------------	-----------	-----------

災害対策本部	本部員会議	職名	各 班 長 (各企画調整室次長・各課長)	部 内 連 絡 員 (各課課長補佐(総括))	班 員	本部員会議	職名
	本部長	知事				室長	危機対策課長
	副本部長	副知事				副室長	消防保安課長
	副本部長	副知事					
	危機管理部	危機管理監				本部連絡員	危機対策課課長補佐
	総務部	総務部長					総務課課長補佐
	災害資料部	企画振興部長					企画振興部企画調整室次長
	県民文化部	県民文化局長					県民文化局企画調整室次長
	健康福祉部	健康福祉部長					健康福祉部企画調整室次長
	環境部	環境部長					環境部企画調整室次長
	商工労働部	商工労働部長					商工労働部企画調整室次長
	観光戦略推進部	観光戦略推進部長					観光戦略推進部企画調整室次長
	農林水産部	農林水産部長					農林水産部企画調整室次長
	競馬事業部	競馬事業局長					競馬事業局総務課長補佐
	土木部	土木部長					土木部企画調整室次長
災害経理部	出納室長		出納室課長補佐				
教育部	教育長		教育委員会総務課長補佐				
警察部	警察本部長		警察本部警備課課長補佐				

現地災害対策本部

災害対策本部	本部員会議	職名	各 班 長 (各企画調整室次長・各課長)	部 内 連 絡 員 (各課課長補佐(総括))	班 員	本部員会議	職名
	本部長	知事				室長	危機対策課長
	副本部長	副知事				副室長	消防保安課長
	副本部長	副知事					
	危機管理部	危機管理監				本部連絡員	危機対策課課長補佐
	総務部	総務部長					総務課課長補佐
	災害資料部	企画振興部長					企画振興部企画調整室次長
	県民文化部	県民文化局長					県民文化局企画調整室次長
	健康福祉部	健康福祉部長					健康福祉部企画調整室次長
	環境部	環境部長					環境部企画調整室次長
	商工労働部	商工労働部長					商工労働部企画調整室次長
	観光交流部	観光交流局長					観光交流局企画調整室次長
	農林水産部	農林水産部長					農林水産部企画調整室次長
	競馬事業部	競馬事業局長					競馬事業局総務課長補佐
	土木部	土木部長					土木部企画調整室次長
災害経理部	出納室長		出納室課長補佐				
教育部	教育長		教育委員会総務課長補佐				
警察部	警察本部長		警察本部警備課課長補佐				

現地災害対策本部

(8) (略)

5～8 (略)

**9 受援体制の確立**

県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。

(1) 知事の応援要請

ア (略)

イ 他の都道府県等に対する広域応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(平成24年5月18日)」に基づくほか、以下の応援協定に基づき、他の都道府県・市に対して、応援を要請する。

(7)～(カ) (略)

ウ (略)

エ 国に対する応援要請

知事は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は被災市町を応援することを求めるよう要求する。

(8) (略)

5～8 (略)

**9 受援体制の確立**

県及び市町は、災害時の応援等受入れを想定し、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための受援計画の策定に努める。

(1) 知事の応援要請

ア (略)

イ 他の都道府県等に対する広域応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定(平成8年7月18日)」に基づくほか、以下の応援協定に基づき、他の都道府県・市に対して、応援を要請する。

(7)～(カ) (略)

ウ (略)

修正案	現行	備考																																
<p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 警察の応援要請 公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し必要があると認めるときは、警察庁又は他の都道府県警察に対して警察法（昭和29年法律第162号）第60条の規定に基づく警察災害派遣隊等の警察官等の特別派遣を求める。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 各種団体に対する応援要請 ア～オ (略)</p> <p>力 災害時における医療用ガスの供給等に関する協定 (本章第14節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="203 643 869 727"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (一社) 日本産業・医療ガス協会北陸地域本部</td> <td>H25. 5. 10</td> <td>0778-24-4000</td> <td>0778-24-5975</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ 災害救助犬の出動に関する協定書 (本章第16節「救助・救急活動」参照) (略)</p> <p>ク 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 (本章第19節「災害警備及び交通規制」参照) (略)</p> <p>ケ 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定 (本章第20節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」参照) (略)</p> <p>コ 災害時における応急対策工事に関する基本協定 (本章第22節「公共土木施設等の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="199 1262 869 1406"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (一社) 石川県建設業協会</td> <td>H25. 4. 1</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社</td> <td>(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会</td> <td>H18. 3. 30 076-232-5330 076-240-8455</td> <td>076-232-5334 076-240-8451</td> </tr> </tbody> </table>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (一社) 日本産業・医療ガス協会北陸地域本部	H25. 5. 10	0778-24-4000	0778-24-5975	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258	石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会	H18. 3. 30 076-232-5330 076-240-8455	076-232-5334 076-240-8451	<p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 警察の応援要請 公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し必要があると認めるときは、警察庁又は他の都道府県警察に対して警察法（昭和29年法律第162号）第60条の規定に基づく広域緊急援助隊等の警察官等の特別派遣を求める。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 各種団体に対する応援要請 ア～オ (略)</p> <p>力 災害救助犬の出動に関する協定書 (本章第16節「救助・救急活動」参照) (略)</p> <p>キ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 (本章第19節「災害警備及び交通規制」参照) (略)</p> <p>ク 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定 (本章第20節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」参照) (略)</p> <p>ケ 災害時における応急対策工事に関する基本協定 (本章第22節「公共土木施設等の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1167 1270 1787 1406"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 石川県道路公社</td> <td>(社) 石川県建設業協会</td> <td>H20. 12. 15</td> <td>076-242-1161 076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社</td> <td>(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会</td> <td>H18. 3. 30 076-232-5330 076-240-8455</td> <td>076-232-5334 076-240-8451</td> </tr> </tbody> </table>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設業協会	H20. 12. 15	076-242-1161 076-241-9258	石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会	H18. 3. 30 076-232-5330 076-240-8455	076-232-5334 076-240-8451	
協定者	協定締結日	TEL	FAX																															
石川県 (一社) 日本産業・医療ガス協会北陸地域本部	H25. 5. 10	0778-24-4000	0778-24-5975																															
協定者	協定締結日	TEL	FAX																															
石川県 (一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258																															
石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会	H18. 3. 30 076-232-5330 076-240-8455	076-232-5334 076-240-8451																															
協定者	協定締結日	TEL	FAX																															
石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設業協会	H20. 12. 15	076-242-1161 076-241-9258																															
石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会	H18. 3. 30 076-232-5330 076-240-8455	076-232-5334 076-240-8451																															



修正案	現行	備考																				
<p>サ 災害時における応援業務に関する協定 (本章第22節「公共土木施設等の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="199 363 860 456"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県建設コンサルト協会 (二社) 石川県測量設計業協会 (二社) 石川県地質調査業協会</td> <td>H25. 4. 1</td> <td>076-274-8812</td> <td>076-274-8422</td> </tr> </tbody> </table> <p>シ 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書 (本章第27節「輸送手段の確保」参照) (略)</p> <p>ス 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書 (本章第27節「輸送手段の確保」参照) (略)</p> <p>セ 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定 (本章第29節「防疫、保健衛生活動」参照) (略)</p> <p>ソ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第32節「住宅の応急対策」参照) (略)</p> <p>タ 災害時における民間賃貸住宅等の媒介等に関する協定 (本章第32節「住宅の応急対策」参照) (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>10 広域応援協力体制の確立 県及び市町は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。</p> <p>(1) 県 知事は、県下市町はもとより、広域応援県市、又は他の被災都道府県等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。 ア (略) イ 応援部隊の編成 応援要請の内容に基づき、応援部隊を編成する。</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県建設コンサルト協会 (二社) 石川県測量設計業協会 (二社) 石川県地質調査業協会	H25. 4. 1	076-274-8812	076-274-8422	<p>コ 災害時における応援業務に関する協定 (本章第22節「公共土木施設等の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1167 363 1787 456"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 石川県道路公社</td> <td>(社) 石川県建設コンサルト協会 (社) 石川県測量設計業協会 (社) 石川県地質調査業協会</td> <td>H18. 3. 31</td> <td>076-274-8802</td> <td>076-274-8422</td> </tr> </tbody> </table> <p>サ 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書 (本章第27節「輸送手段の確保」参照) (略)</p> <p>シ 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書 (本章第27節「輸送手段の確保」参照) (略)</p> <p>ス 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定 (本章第29節「防疫、保健衛生活動」参照) (略)</p> <p>セ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第32節「住宅の応急対策」参照) (略)</p> <p>ソ 災害時における民間賃貸住宅等の媒介等に関する協定 (本章第32節「住宅の応急対策」参照) (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>10 広域応援協力体制の確立 知事は、県下市町はもとより、広域応援県市等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。 ア (略) イ 応援部隊の編成 応援要請の内容に基づき、応援部隊を編成する。</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設コンサルト協会 (社) 石川県測量設計業協会 (社) 石川県地質調査業協会	H18. 3. 31	076-274-8802	076-274-8422	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	(一社) 石川県建設コンサルト協会 (二社) 石川県測量設計業協会 (二社) 石川県地質調査業協会	H25. 4. 1	076-274-8812	076-274-8422																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設コンサルト協会 (社) 石川県測量設計業協会 (社) 石川県地質調査業協会	H18. 3. 31	076-274-8802	076-274-8422																		

修正案	現行	備考
<p>なお、他の被災都道府県（市町村）への応援部隊の編成に当たっては、次の点を考慮する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>○ 応援部隊には、応援を要請した都道府県（市町村）との連絡調整及び応援部隊各班の指揮連絡のための総括責任者を置く。 （略）</p> </div> <p>ウ 国の応援要請に対する協力 県は、国から次の理由により広域応援の要求がある場合、被災都道府県又は被災市町村を応援する。</p> <p>(7) 被災都道府県からの要求に基づき、被害状況等の報告を踏まえ、大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害であると認めるなど、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると国が認める場合</p> <p>(4) 災害の規模が極めて甚大であり、被災都道府県以外の都道府県等による応援が必要であると考えられ、かつ、通信途絶その他の理由により被災都道府県等との連絡が取れないなど、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、被災都道府県からの要求の待ついとまがないと国が認める場合</p> <p>(2) 市町 市町長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。</p> <p>11 （略）</p> <p>第2節 （略）</p> <p>第3節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準</p> <p>1 （略）</p> <p>2 予報、注意報、警報の細分区域 (1) 細分区域に含まれる範囲</p>	<p>なお、他県（市）への応援部隊の編成に当たっては、次の点を考慮する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>○ 応援部隊には、応援要請県（市）との連絡調整及び応援部隊各班の指揮連絡のための総括責任者を置く。 （略）</p> </div> <p>11 （略）</p> <p>第2節 （略）</p> <p>第3節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準</p> <p>1 （略）</p> <p>2 予報、注意報、警報の細分区域 (1) 細分区域に含まれる範囲</p>	

修正案

一次細分区域	二次細分区域
加賀	金沢市・小松市・加賀市・かほく市・白山市・能美市・野々市市・川北町・津幡町・内灘町
能登	七尾市・輪島市・珠洲市・羽咋市・志賀町・宝達志水町・中能登町・穴水町・能登町
沿岸の海域（海岸線から20海里（約37km）以内の水域）	

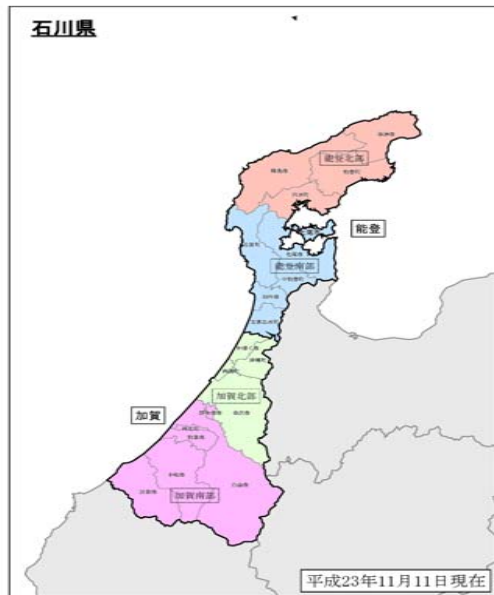
一次細分区域とは、天気予報を行う区域、二次細分区域とは、警報・注意報の発表に用いる区域。

(注) 大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

市町村等をまとめた地域の名称

加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町  
 加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町  
 能登北部・・・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町  
 能登南部・・・七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

(2) 予報細分区域地図  
ア 市町区分



現行

一次細分区域	区域内の市町名
加賀	金沢市・小松市・加賀市・かほく市・白山市・能美市・野々市市・川北町・津幡町・内灘町
能登	七尾市・輪島市・珠洲市・羽咋市・志賀町・宝達志水町・中能登町・穴水町・能登町
沿岸の海域（海岸線から20海里（約37km）以内の水域）	

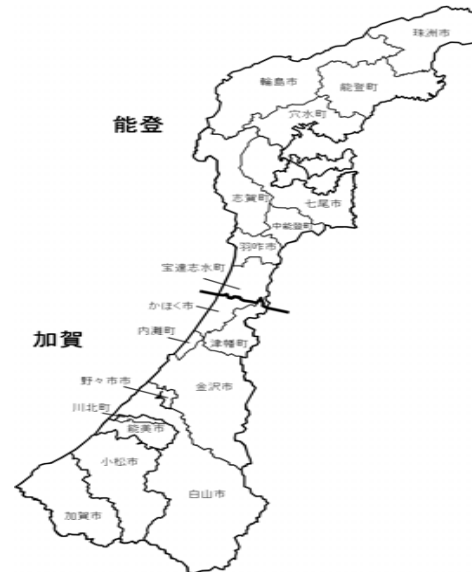
予報区域は一次細分区域、注意報、警報区域は市町名を使用する。

(注) 大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

市町をまとめた地域の名称

加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町  
 加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町  
 能登北部・・・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町  
 能登南部・・・七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

(2) 予報細分区域地図  
ア 市町区分



修 正 案

3 種類及び発表基準

(1) (略)

ア 注意報、警報等の種類及び発表の基準  
(略)

別表2 洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	
加賀北部	金沢市	平地地: R3=40 平地地以外: R1=40	犀川流域=22, 浅野川流域=12, 伏見川流域=5, 内川流域=10, 宇ノ氣川流域=18, 金廬川流域=14	-	-	
	かほく市	R1=40	宇ノ氣川流域=9, 大海川流域=13	-	-	
	津幡町	平地地: R3=50 平地地以外: R1=30	宇ノ氣川流域=12, 大海川流域=7	-	-	
	内灘町	平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	宇ノ氣川流域=18, 金廬川流域=14	-	-	
加賀南部	小松市	平地地: R3=50 平地地以外: R1=40	大杉谷川流域=13, 前川流域=12	平地地: R3=30 かつ 糠川流域=17	糠川[樋田]	
	加賀市	平地地: R3=40 平地地以外: R1=30	大聖寺川流域=18, 勸橋川流域=8	-	-	
	白山市	平地地: R1=25 平地地以外: R3=50	大日川流域=14	-	手取川[鶴来]	
	能美市	平地地: R1=20	-	-	手取川[鶴来]	
	野々市市	R3=40	-	-	-	
	川北町	R1=40	-	-	手取川[鶴来]	
	能登北部	輪島市	R3=50	河原田川流域=6, 町野川流域=19, 八ヶ川流域=9	-	-
		珠洲市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	若山川流域=7, 鶴飼川流域=12	-	-
穴水町		R3=40	-	-	-	
能登町		R1=40	町野川流域=8, 上町川流域=6, 山田川流域=10	-	-	
能登南部	七尾市	平地地: R1=30 平地地以外: R3=40	二宮川流域=5, 日川流域=8, 熊木川流域=5	-	-	
	羽咋市	R1=25	子浦川流域=7	-	-	
	志賀町	R1=30	米町川流域=6, 日川流域=8, 富来川流域=10	-	-	
	宝達志水町	R1=30	大海川流域=8, 子浦川流域=7	-	-	
	中能登町	R1=30	二宮川流域=5	-	-	

別表4 洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	
加賀北部	金沢市	平地地: R3=60 平地地以外: R1=60	犀川流域=27, 浅野川流域=15, 伏見川流域=6, 内川流域=13, 宇ノ氣川流域=23, 金廬川流域=18	-	-	
	かほく市	R1=60	宇ノ氣川流域=18, 大海川流域=16	-	-	
	津幡町	平地地: R3=90 平地地以外: R1=60	宇ノ氣川流域=23, 大海川流域=13	平地地: R3=45 かつ 宇ノ氣川流域=16	-	
	内灘町	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	宇ノ氣川流域=23, 金廬川流域=18	-	-	
加賀南部	小松市	平地地: R3=80 平地地以外: R1=70	大杉谷川流域=16, 前川流域=15	平地地: R3=50 かつ 糠川流域=17	手取川[鶴来], 糠川[樋田]	
	加賀市	平地地: R3=60 平地地以外: R1=45	大聖寺川流域=23, 勸橋川流域=10	-	-	
	白山市	平地地: R1=60 平地地以外: R3=130	大日川流域=18	-	手取川[鶴来]	
	能美市	平地地: R1=60 平地地以外: R1=70	-	-	手取川[鶴来], 糠川[樋田]	
	野々市市	R3=90	-	-	手取川[鶴来]	
	川北町	R1=60	-	-	手取川[鶴来]	
	能登北部	輪島市	R3=100	河原田川流域=12, 町野川流域=24, 八ヶ川流域=17	-	-
		珠洲市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=70	若山川流域=14, 鶴飼川流域=15	-	-
穴水町		R3=100	-	-	-	
能登町		R1=70	町野川流域=15, 上町川流域=7, 山田川流域=13	-	-	
能登南部	七尾市	平地地: R1=50 平地地以外: R3=70	二宮川流域=10, 日川流域=10, 熊木川流域=10	-	-	
	羽咋市	R1=60	子浦川流域=13	平地地: R1=35 かつ 子浦川流域=8	-	
	志賀町	R1=50	米町川流域=12, 日川流域=7, 富来川流域=12	-	-	
	宝達志水町	R1=50	大海川流域=16, 子浦川流域=13	-	-	
	中能登町	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	二宮川流域=10	-	-	

現 行

3 種類及び発表基準

(1) (略)

ア 注意報、警報等の種類及び発表の基準  
(略)

別表2 洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	
加賀北部	金沢市	平地地: R3=40 平地地以外: R1=40	犀川流域=22, 浅野川流域=12, 伏見川流域=5, 内川流域=10, 宇ノ氣川流域=18, 金廬川流域=14	-	
	かほく市	R1=40	宇ノ氣川流域=9, 大海川流域=13	-	
	津幡町	平地地: R3=50 平地地以外: R1=30	宇ノ氣川流域=12, 大海川流域=7	-	
	内灘町	平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	宇ノ氣川流域=18, 金廬川流域=14	-	
加賀南部	小松市	平地地: R3=50 平地地以外: R1=40	大杉谷川流域=13, 前川流域=12	平地地: R3=30 and 糠川流域=17	
	加賀市	平地地: R3=40 平地地以外: R1=30	大聖寺川流域=18, 勸橋川流域=8	-	
	白山市	平地地: R1=25 平地地以外: R3=50	大日川流域=14	-	
	能美市	平地地: R1=20 平地地以外: R1=25	-	-	
	川北町	R1=40	-	-	
	野々市市	R3=40	-	-	
	能登北部	輪島市	R3=50	河原田川流域=6, 町野川流域=19, 八ヶ川流域=9	-
		珠洲市	平地地: R1=30 平地地以外: R3=40	若山川流域=7, 鶴飼川流域=12	-
穴水町		R3=40	-	-	
能登町		R1=40	町野川流域=8, 上町川流域=6, 山田川流域=10	-	
能登南部	七尾市	平地地: R1=30 平地地以外: R3=40	二宮川流域=5, 日川流域=8, 熊木川流域=5	-	
	羽咋市	R1=25	子浦川流域=7	-	
	志賀町	R1=30	米町川流域=6, 日川流域=8, 富来川流域=10	-	
	宝達志水町	R1=30	大海川流域=8, 子浦川流域=7	-	
	中能登町	R1=30	二宮川流域=5	-	

別表4 洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	
加賀北部	金沢市	平地地: R3=60 平地地以外: R1=60	犀川流域=27, 浅野川流域=15, 伏見川流域=6, 内川流域=13, 宇ノ氣川流域=23, 金廬川流域=18	-	
	かほく市	R1=60	大海川流域=16, 宇ノ氣川流域=18	-	
	津幡町	平地地: R3=90 平地地以外: R1=60	宇ノ氣川流域=23, 大海川流域=13	平地地: R3=45 and 宇ノ氣川流域=16	
	内灘町	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	宇ノ氣川流域=23, 金廬川流域=18	-	
加賀南部	小松市	平地地: R3=80 平地地以外: R1=70	大杉谷川流域=16, 前川流域=15	平地地: R3=50 and 糠川流域=17	
	加賀市	平地地: R3=60 平地地以外: R1=45	大聖寺川流域=23, 勸橋川流域=10	-	
	白山市	平地地: R1=60 平地地以外: R3=130	大日川流域=18	-	
	能美市	平地地: R1=60 平地地以外: R1=70	-	-	
	川北町	R1=60	-	-	
	野々市市	R3=90	-	-	
	能登北部	輪島市	R3=100	河原田川流域=12, 町野川流域=24, 八ヶ川流域=17	-
		珠洲市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=70	若山川流域=14, 鶴飼川流域=15	-
穴水町		R3=100	-	-	
能登町		R1=70	町野川流域=15, 上町川流域=7, 山田川流域=13	-	
能登南部	七尾市	平地地: R1=50 平地地以外: R3=70	二宮川流域=10, 日川流域=10, 熊木川流域=10	-	
	羽咋市	R1=60	子浦川流域=13	平地地: R1=35 and 子浦川流域=8	
	志賀町	R1=50	米町川流域=12, 日川流域=7, 富来川流域=12	-	
	宝達志水町	R1=50	大海川流域=16, 子浦川流域=13	-	
	中能登町	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	二宮川流域=10	-	

修正案	現行	備考
<p>大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方  (1)～(5) (略)  (6) <u>地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 土砂災害警戒情報  土砂災害警戒情報は、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、<u>市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう石川県と金沢地方気象台が共同で発表する。</u></p> <p>(1) 発表対象および単位  発表対象は石川県の野々市市、川北町を除く全市町とし、発表単位は市町毎とする。</p> <p>(2) 発表基準  大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、<u>石川県監視基準に達した時、協議して発表する。</u></p> <p>(3) <u>地震等発生時の暫定基準</u>  次の事象が発生した場合、石川県と金沢地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。  ・ <u>震度5強以上の地震を観測した場合</u>  ・ <u>その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象(土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等)が発生した場合</u></p> <p><u>石川県監視基準</u>  (略)</p> <p>(4) 詳細情報の提供  市町は、石川県が提供する「土砂災害情報システム」および気象庁が提供する「防災情報提供システム」(インターネット)から詳細情報を確認するものとする。</p> <p>10～11 (略)</p> <p>第4節～第5節 (略)</p>	<p>大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方  (1)～(5) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 土砂災害警戒情報  土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の恐れがある場合に、<u>金沢地方気象台と石川県が共同で発表する。</u></p> <p>(1) 発表対象および単位  発表対象は石川県の<u>川北町、野々市町</u>を除く全市町とし、発表単位は市町毎とする。</p> <p>(2) 発表基準  <u>石川県を5kmメッシュに分割しおののちに基準値(CLO.1～0.6)を設定し、縦軸を時間雨量、横軸を土壌雨量指数とした実況線の2時間後予測値が基準値を超過した場合。</u></p> <p><u>メッシュごとの発表基準(CL)</u>  (略)</p> <p>(3) 詳細情報の提供  市町は、石川県が提供する「土砂災害情報システム」および<u>金沢地方気象台が石川県を経由し</u>提供する「防災情報提供システム」から詳細情報を確認するものとする。</p> <p>10～11 (略)</p> <p>第4節～第5節 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>第6節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報収集体制及び伝達系統の確立</p> <p>(1) 被害規模に関する概括的情報の収集、伝達</p> <p>ア 県</p> <p>市町からの情報収集及び119番通報に係る状況の情報は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、被害規模に関する概括的情報を把握する。</p> <p>また、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁にも報告する。</p> <p>イ 市町</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 119番通報に係る状況の情報</p> <p>市町は、119番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等</p> <p>ア 県等</p> <p>(ア) 県（本庁）・県教育委員会</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、消防救急無線等を利用し、情報を収集する。</p> <p>また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ 関係機関等の協力関係</p> <p>県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。</p> <p>カ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 県、教育委員会及び警察本部における災害情報等収集の分担</p>	<p>第6節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報収集体制及び伝達系統の確立</p> <p>(1) 被害規模に関する概括的情報の収集、伝達</p> <p>ア 県</p> <p>市町からの情報収集及び119番通報殺到状況の情報は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報殺到状況等の情報を含めて、被害規模に関する概括的情報を把握する。</p> <p>また、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁にも報告する。</p> <p>イ 市町</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 119番通報殺到状況の情報</p> <p>市町は、119番通報殺到状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等</p> <p>ア 県等</p> <p>(ア) 県（本庁）・県教育委員会</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、消防救急無線等を利用し、情報を収集するものとする。</p> <p>また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、調査のための職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努める。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達するものとする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ 関係機関等の協力関係</p> <p>県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、被害状況の調査及び報告について、相互に連絡し、協力しなければならない。</p> <p>カ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 県、教育委員会及び警察本部における災害情報等収集の分担</p>	

修正案	現行	備考												
<table border="1" data-bbox="190 225 922 325"> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>主管課</th> </tr> <tr> <td>観光戦略推進部</td> <td>・観光関係の被害</td> <td>観光戦略推進部 企画調整室</td> </tr> </table> <p>3 収集すべき情報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 報告の要領 ア～ウ (略)</p> <p>エ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。 また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第7節～第8節 (略)</p> <p>第9節 災害広報 1～3 (略)</p> <p>4 広報手段等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各種情報提供 県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供できるよう努める。 また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第10節～第11節 (略)</p> <p>第12節 避難誘導 1～7 (略)</p> <p>8 避難所の開設及び運営</p> <p>(1) 市町 ア (略)</p>	部	調査事項	主管課	観光戦略推進部	・観光関係の被害	観光戦略推進部 企画調整室	<table border="1" data-bbox="1167 220 1888 325"> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>主管課</th> </tr> <tr> <td>観光交流局</td> <td>・観光関係の被害</td> <td>観光交流局 企画調整室</td> </tr> </table> <p>3 収集すべき情報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 報告の要領 ア～ウ (略)</p> <p>エ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。 また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第7節～第8節 (略)</p> <p>第9節 災害広報 1～3 (略)</p> <p>4 広報手段等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各種情報提供 県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供できるよう努める。 また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第10節～第11節 (略)</p> <p>第12節 避難誘導 1～7 (略)</p> <p>8 避難所の開設及び運営</p> <p>(1) 市町 ア (略)</p>	部	調査事項	主管課	観光交流局	・観光関係の被害	観光交流局 企画調整室	
部	調査事項	主管課												
観光戦略推進部	・観光関係の被害	観光戦略推進部 企画調整室												
部	調査事項	主管課												
観光交流局	・観光関係の被害	観光交流局 企画調整室												

修正案	現 行	備 考
<p>また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するなど、二次災害の防止を図る。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。</p> <div data-bbox="203 485 958 608" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 避難所の名称</li> <li><input type="radio"/> 避難所開設の日時及び場所</li> <li><input type="radio"/> 世帯数及び人員 (避難所で生活せず食事のみ受取にきている被災者も含める。)</li> <li><input type="radio"/> 開設期間の見込み</li> <li><input type="radio"/> 必要な救助・救援の内容</li> </ul> </div> <p>エ 避難等の状況把握 関係市町は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。 また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。</p> <p>オ 避難所の運営</p> <div data-bbox="203 858 958 1235" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</li> <li><input type="radio"/> 避難所の管理運営等を適切に行うために、市町職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、市町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。</li> <li><input type="radio"/> 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。</li> <li><input type="radio"/> 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。</li> <li><input type="radio"/> 被災者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。</li> </ul> </div> <p>カ (略)</p> <p>キ 災害時要援護者に対する配慮 市町は、避難所に災害時要援護者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。</p>	<p>また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。</p> <div data-bbox="1155 485 1910 608" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 避難所の名称</li> <li><input type="radio"/> 避難所開設の日時及び場所</li> <li><input type="radio"/> 世帯数及び人員 (避難所で生活せず食事のみ受け取りにきている被災者も含める。)</li> <li><input type="radio"/> 開設期間の見込み</li> <li><input type="radio"/> 必要な救助・救援の内容</li> </ul> </div> <p>エ 避難所の運営</p> <div data-bbox="1178 858 1807 1235" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア等の協力を得て避難所を管理運営する。</li> <li><input type="radio"/> 避難所の管理運営等を適切に行うために、市町職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、市町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。</li> <li><input type="radio"/> 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。</li> <li><input type="radio"/> 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。</li> <li><input type="radio"/> 被災者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</li> </ul> </div> <p>オ (略)</p> <p>カ 災害時要援護者に対する配慮 市町は、避難所に災害時要援護者がいると認めた場合は、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。</p>	



修正案	現行	備考
<p>ク 災害時要援護者等の健康管理 (略) なお、避難所で生活せず食事のみ受取にきている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>サ 旅館・ホテル等の活用 市町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p>シ 避難者の住生活の早期確保 避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>9 広域避難対策 (1)～(2) (略) (3) 広域一時滞在 ア 被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。 イ 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。 また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための要求を当該市町に代わって行う。 ウ 県は、国に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域一時滞在について助言を求める。なお、県は市町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。</p>	<p>キ 災害時要援護者等の健康管理 (略) なお、避難所で生活せず食事のみ受け取りにきている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>コ 旅館・ホテル等の活用 市町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化にかんがみ、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p>サ 避難者の住生活の早期確保 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>9 広域避難対策 (1)～(2) (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>エ 市町は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>(4) 避難路の確保 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第13節 災害時要援護者の安全確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">健康福祉部、危機管理監室、観光戦略推進部、市町</div> <p>1 (略)</p> <p>2 在宅災害時要援護者に対する対策 (1) 災害発生後の安否確認 市町は、災害時要援護者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。 安否確認に当たっては、<u>災害時要援護者名簿の活用や、必要に応じて自治会長、民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第14節 災害医療及び救急医療</p> <p>1 基本方針 災害時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が膨大なものになることが予想され、特に、<u>発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、県及び市町は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。</u></p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(3) 避難路の確保 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第13節 災害時要援護者の安全確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">健康福祉部、危機管理監室、観光交流局、市町</div> <p>1 (略)</p> <p>2 在宅災害時要援護者に対する対策 (1) 災害発生後の安否確認 市町は、災害時要援護者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。 安否確認に当たっては、必要に応じて自治会長、民生委員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第14節 災害医療及び救急医療</p> <p>1 基本方針 災害時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が膨大なものになることが予想されるので、<u>県及び市町は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。</u></p> <p>2～6 (略)</p>	

修正案	現行	備考																						
<p>7 他県等からの傷病者の受入体制</p> <p>県は、国、他県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、石川DMATを派遣するなど、国が選定した広域搬送拠点における医療の確保を行うとともに、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。</p> <p>8 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県災害対策本部 ア 医薬品等 (略)</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(イ)災害時における医療用ガスの供給等に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="188 730 640 836"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)日本産業・医療ガス協会北陸地域本部</td> <td>H 25. 5. 10</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 輸血用血液 (略)</p> <table border="1" data-bbox="188 959 613 1058"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>血液センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>石川県赤十字血液センター</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>日本赤十字社東海北陸ブロック血液センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>9～12 (略)</p> <p>第15節～第21節 (略)</p> <p>第22節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧 ア (略)</p>	協定者		協定締結日	石川県	(一社)日本産業・医療ガス協会北陸地域本部	H 25. 5. 10	優先順位	血液センター	1	石川県赤十字血液センター	2	日本赤十字社東海北陸ブロック血液センター	<p>7 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県災害対策本部 ア 医薬品等 (略)</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>イ 輸血用血液 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1167 946 1447 1090"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>血液センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>石川県赤十字血液センター</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県赤十字血液センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>富山県赤十字血液センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福井県赤十字血液センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>8～11 (略)</p> <p>第15節～第21節 (略)</p> <p>第22節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧 ア (略)</p>	優先順位	血液センター	1	石川県赤十字血液センター	2	愛知県赤十字血液センター		富山県赤十字血液センター		福井県赤十字血液センター	
協定者		協定締結日																						
石川県	(一社)日本産業・医療ガス協会北陸地域本部	H 25. 5. 10																						
優先順位	血液センター																							
1	石川県赤十字血液センター																							
2	日本赤十字社東海北陸ブロック血液センター																							
優先順位	血液センター																							
1	石川県赤十字血液センター																							
2	愛知県赤十字血液センター																							
	富山県赤十字血液センター																							
	福井県赤十字血液センター																							

修正案	現行	備考																																																																																
<p>② 災害時における応急対策工事に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="174 252 909 357"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県建設業協会</td> <td>H25. 4. 1</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 災害時における応援業務に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="174 414 909 523"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県建設コンサルタント協会 (一社) 石川県測量設計業協会 (一社) 石川県地質調査業協会</td> <td>H25. 4. 1</td> <td>076-274-8812</td> <td>076-274-8422</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>3 河川、海岸、港湾、漁港等施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧 ア～ウ (略)</p> <p>① 災害時における応急対策工事に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="174 813 936 906"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県建設業協会</td> <td>H25. 4. 1</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 災害時における応援業務に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="174 957 936 1056"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県建設コンサルタント協会 (一社) 石川県測量設計業協会 (一社) 石川県地質調査業協会</td> <td>H25. 4. 1</td> <td>076-274-8812</td> <td>076-274-8422</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～9 (略)</p> <p>第23節～第24節 (略)</p> <p>第25節 生活必需品の供給</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制 市町長は、被災者に対する衣料、生活必需品等の物資を供給する。 被災市町自ら対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関等の応援を得て実施する。</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県建設コンサルタント協会 (一社) 石川県測量設計業協会 (一社) 石川県地質調査業協会	H25. 4. 1	076-274-8812	076-274-8422	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県建設コンサルタント協会 (一社) 石川県測量設計業協会 (一社) 石川県地質調査業協会	H25. 4. 1	076-274-8812	076-274-8422	<p>② 災害時における応急対策工事に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="1169 268 1895 370"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 石川県道路公社</td> <td>(社) 石川県建設業協会</td> <td>H20. 12. 15</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 災害時における応援業務に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1169 427 1895 533"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 石川県道路公社</td> <td>(社) 石川県建設コンサルタント協会 (社) 石川県測量設計業協会 (社) 石川県地質調査業協会</td> <td>H18. 3. 31</td> <td>076-274-8802</td> <td>076-274-8422</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>3 河川、海岸、港湾、漁港等施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧 ア～ウ (略)</p> <p>① 災害時における応急対策工事に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="1146 807 1877 900"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 石川県道路公社</td> <td>(社) 石川県建設業協会</td> <td>H20. 12. 15</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 災害時における応援業務に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1146 957 1877 1059"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 石川県道路公社</td> <td>(社) 石川県建設コンサルタント協会 (社) 石川県測量設計業協会 (社) 石川県地質調査業協会</td> <td>H18. 3. 31</td> <td>076-274-8802</td> <td>076-274-8422</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～9 (略)</p> <p>第23節～第24節 (略)</p> <p>第25節 生活必需品の供給</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制 市町長は、被災者に対する衣料、生活必需品等の物資を供給する。 被災市町自ら対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関等の応援を得て実施する。</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設業協会	H20. 12. 15	076-242-1161	076-241-9258	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設コンサルタント協会 (社) 石川県測量設計業協会 (社) 石川県地質調査業協会	H18. 3. 31	076-274-8802	076-274-8422	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設業協会	H20. 12. 15	076-242-1161	076-241-9258	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設コンサルタント協会 (社) 石川県測量設計業協会 (社) 石川県地質調査業協会	H18. 3. 31	076-274-8802	076-274-8422	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																														
石川県	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258																																																																														
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																														
石川県	(一社) 石川県建設コンサルタント協会 (一社) 石川県測量設計業協会 (一社) 石川県地質調査業協会	H25. 4. 1	076-274-8812	076-274-8422																																																																														
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																														
石川県	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258																																																																														
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																														
石川県	(一社) 石川県建設コンサルタント協会 (一社) 石川県測量設計業協会 (一社) 石川県地質調査業協会	H25. 4. 1	076-274-8812	076-274-8422																																																																														
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																														
石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設業協会	H20. 12. 15	076-242-1161	076-241-9258																																																																														
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																														
石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設コンサルタント協会 (社) 石川県測量設計業協会 (社) 石川県地質調査業協会	H18. 3. 31	076-274-8802	076-274-8422																																																																														
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																														
石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設業協会	H20. 12. 15	076-242-1161	076-241-9258																																																																														
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																														
石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設コンサルタント協会 (社) 石川県測量設計業協会 (社) 石川県地質調査業協会	H18. 3. 31	076-274-8802	076-274-8422																																																																														

修正案	現行	備考																														
<p>なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。  <u>また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。</u></p> <p>3 生活必需品等の確保  (1) 必要量の把握  ア 県及び市町は、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。  イ <u>被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化するを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</u>  ウ <u>県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送する。</u></p> <p>(2) (略)  4～5 (略)</p> <p>第26節 障害物の除去  1～4 (略)  5 障害物除去の方法  (1) (略)  (2) (略)  災害時における応急対策工事に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="170 1173 904 1337"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県建設業協会</td> <td>H25. 4. 1</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社</td> <td>(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会</td> <td>H18. 3. 30</td> <td>076-232-5330 076-240-8455</td> <td>076-232-5334 076-240-8451</td> </tr> </tbody> </table> <p>6～10 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258	石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会	H18. 3. 30	076-232-5330 076-240-8455	076-232-5334 076-240-8451	<p>なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。</p> <p>3 生活必需品等の確保  (1) 必要量の把握  県及び市町は、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。  <u>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化するを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</u></p> <p>(2) (略)  4～5 (略)</p> <p>第26節 障害物の除去  1～4 (略)  5 障害物除去の方法  (1) (略)  (2) (略)  災害時における応急対策工事に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="1140 1168 1874 1332"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 石川県道路公社</td> <td>(社) 石川県建設業協会</td> <td>H20. 12. 15</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社</td> <td>(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会</td> <td>H18. 3. 30</td> <td>076-232-5330 076-240-8455</td> <td>076-232-5334 076-240-8451</td> </tr> </tbody> </table> <p>6～10 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設業協会	H20. 12. 15	076-242-1161	076-241-9258	石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会	H18. 3. 30	076-232-5330 076-240-8455	076-232-5334 076-240-8451	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258																												
石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会	H18. 3. 30	076-232-5330 076-240-8455	076-232-5334 076-240-8451																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設業協会	H20. 12. 15	076-242-1161	076-241-9258																												
石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会	H18. 3. 30	076-232-5330 076-240-8455	076-232-5334 076-240-8451																												

修正案	現行	備考
<p>第27節 輸送手段の確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>企画振興部、危機管理監室、<u>商工労働部、自衛隊、海上保安部、市町、JR西日本、JR貨物、のと鉄道、北陸鉄道、トラック協会、倉庫協会、防災関係機関</u></p> </div> <p>1～2 (略)</p> <p>3 実施機関</p> <p>(1) 緊急輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行う。</p> <p>(2) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、<u>運送事業者である指定公共機関等に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関等が正当な理由が無いのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、県は、当該事業者に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。</u></p> <p>(3) <u>運送事業者である指定公共機関等は、県等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。なお、運送事業者である指定公共機関等は、運送の要請等に対応できるように、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>第28節～第30節 (略)</p> <p>第31節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 廃棄物の応急的処理</p> <p>市町は、おおむね次の方法により応急的な廃棄物の処理をする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活ごみ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルート<sup>の確保</sup></p> <p>生活ごみ及びがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定した<sup>がれき置き場にこれらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルート</sup>を確保する。なお、家屋の解体等により発生する<sup>アスベスト</sup>に対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(環境省)」に基づき措置を講ずる。</p>	<p>第27節 輸送手段の確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>企画振興部、危機管理監室、自衛隊、海上保安部、市町、JR西日本、JR貨物、のと鉄道、北陸鉄道、トラック協会、倉庫協会、防災関係機関</p> </div> <p>1～2 (略)</p> <p>3 実施機関</p> <p>災害応急対策を実施する機関の長が行う。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第28節～第30節 (略)</p> <p>第31節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 廃棄物の応急的処理</p> <p>市町は、おおむね次の方法により応急的な廃棄物の処理をする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活ごみ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルート<sup>の確保</sup></p> <p>生活ごみ及びがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定した<sup>がれき置き場にこれらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルート</sup>を確保する。なお、家屋の解体により、アスベスト廃棄物が発生する場合には、解体業者との間で処理方法を協議したうえで適正処理を行う。</p>	

修正案	現行	備考																																														
<p>(3)～(7) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>第32節 住宅の応急対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>市町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。 また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。 なお、市町はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 住宅確保等の種別 (略)</p> <table border="1" data-bbox="165 879 819 1217"> <thead> <tr> <th colspan="2">対策種別及び順位</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 自力確保</td> <td>(1) 自費建設</td> <td>被災者世帯の自力（自費）で建設する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 既存建物の改造</td> <td>被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。</td> </tr> <tr> <td>(3) 借用</td> <td>一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 既存仮設公営所等</td> <td>(1) 公営住宅等入居</td> <td>既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ</td> </tr> <tr> <td>(2) 社会福祉施設への入居</td> <td>県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 機金融機構融資</td> <td>・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付</td> <td>自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。</td> </tr> <tr> <td>(1) 災害公営住宅の整備 (2) 一般公営住宅の建設</td> <td>大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。 一般公営住宅を建設する。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>災害救助法による仮設住宅建設</td> <td>大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第33節～第36節 (略)</p>	対策種別及び順位		内 容	1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。	(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。	(3) 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。	2 既存仮設公営所等	(1) 公営住宅等入居	既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ	(2) 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所	3 機金融機構融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。	(1) 災害公営住宅の整備 (2) 一般公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。 一般公営住宅を建設する。	5	災害救助法による仮設住宅建設	大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。	<p>(3)～(7) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>第32節 住宅の応急対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>市町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。 また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。 なお、市町はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握するとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、供給体制を整備する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 住宅確保等の種別 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1155 884 1850 1217"> <thead> <tr> <th colspan="2">対策種別及び順位</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 自力確保</td> <td>(1) 自費建設</td> <td>被災者世帯の自力（自費）で建設する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 既存建物の改造</td> <td>被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。</td> </tr> <tr> <td>(3) 借用</td> <td>一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 既存仮設公営所</td> <td>(1) 公営住宅入居</td> <td>既存公営住宅への特別入居</td> </tr> <tr> <td>(2) 社会福祉施設への入居</td> <td>県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 機金融機構融資</td> <td>・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付</td> <td>自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。</td> </tr> <tr> <td>(1) 災害公営住宅の整備 (2) 一般公営住宅の建設</td> <td>大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。 一般公営住宅を建設する。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>災害救助法による仮設住宅建設</td> <td>大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第33節～第36節 (略)</p>	対策種別及び順位		内 容	1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。	(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。	(3) 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。	2 既存仮設公営所	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への特別入居	(2) 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所	3 機金融機構融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。	(1) 災害公営住宅の整備 (2) 一般公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。 一般公営住宅を建設する。	5	災害救助法による仮設住宅建設	大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。	
対策種別及び順位		内 容																																														
1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。																																														
	(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。																																														
	(3) 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。																																														
2 既存仮設公営所等	(1) 公営住宅等入居	既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ																																														
	(2) 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所																																														
3 機金融機構融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。																																														
	(1) 災害公営住宅の整備 (2) 一般公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。 一般公営住宅を建設する。																																														
5	災害救助法による仮設住宅建設	大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。																																														
対策種別及び順位		内 容																																														
1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。																																														
	(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。																																														
	(3) 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。																																														
2 既存仮設公営所	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への特別入居																																														
	(2) 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所																																														
3 機金融機構融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。																																														
	(1) 災害公営住宅の整備 (2) 一般公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。 一般公営住宅を建設する。																																														
5	災害救助法による仮設住宅建設	大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。																																														

修正案	現行	備考
<p style="text-align: center;">第4章 復旧・復興計画</p> <p>第1節～第2節 (略) 第3節 災害復旧資金</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>総務部、北陸財務局、日本郵便株式会社（北陸支社）</p> </div> <p>1～3 (略) 4 <u>日本郵便株式会社（北陸支社）の特例措置</u> (略)</p> <p>第4節 被災者への支援</p> <p>1 基本方針  <u>県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u>  <u>また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。</u>  <u>加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。</u></p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 被災者生活再建支援金の支給  <u>県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に定める自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金による被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。</u>  <u>市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。</u></p> <p>11 (略)</p> <p>第5節 被災者の生活確保のための緊急措置 1～7 (略) 8 <u>国有財産の無償借受等</u>  <u>国有財産を災害復旧や、避難住民受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、県及び市町は国に対し無償借受等の申請を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 復旧・復興計画</p> <p>第1節～第2節 (略) 第3節 災害復旧資金</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>総務部、北陸財務局、郵便事業株式会社（北陸支社）</p> </div> <p>1～3 (略) 4 <u>郵便事業株式会社（北陸支社）の特例措置</u> (略)</p> <p>第4節 被災者への支援</p> <p>1 基本方針  <u>県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民生活の安定を図るため、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。</u>  <u>また、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。</u></p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 被災者生活再建支援金の支給  <u>県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に定める自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金による被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。</u></p> <p>11 (略)</p> <p>第5節 被災者の生活確保のための緊急措置 1～7 (略)</p>	



修正案	現行	備考
<p>第6節 災害義援金及び義援物資の配分 1～4 (略)</p> <p>5 義援金及び義援物資の輸送 (1)～(2) (略) (3) 日本赤十字社石川県支部 (略)</p> <p>義援物資については、日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット、安眠セット等）を被災者の状況に応じて配分する。なお、配分にあたっては地方公共団体（各地区・分区）や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</p> <p>6 (略)</p> <p>第7節 復興計画</p> <p>1 (略) 2 基本方向の決定</p> <p>県及び市町は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や住民の意向を勘案して、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。</p> <p><u>なお、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進する。</u></p> <p>3 計画的復興の進め方 (1)～(2) (略) (3) 県及び市町は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。 その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めよう努める。 <u>併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>第6節 災害義援金及び義援物資の配分 1～4 (略)</p> <p>5 義援金及び義援物資の輸送 (1)～(2) (略) (3) 日本赤十字社石川県支部 (略)</p> <p>義援物資については、日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、日用品セット、お見舞い品セット等）を被災者の状況に応じて配分する。なお、配分にあたっては地方公共団体（各地区・分区）や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</p> <p>6 (略)</p> <p>第7節 復興計画</p> <p>1 (略) 2 基本方向の決定</p> <p>県及び市町は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や住民の意向を勘案して、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。</p> <p>3 計画的復興の進め方 (1)～(2) (略) (3) 県及び市町は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。 その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めよう努める。</p> <p>(4) (略)</p>	

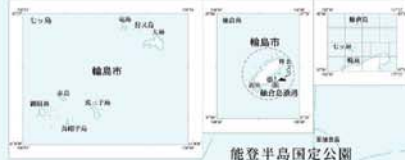
修正案	現行	備考
<p style="text-align: center;"><b>第5章 複合災害対策</b></p> <p><b>第1節 基本方針</b></p> <p>本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。</p> <p>なお、県、市町及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、石川県地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。</p> <p><b>第2節 災害予防対策</b></p> <p><b>1 情報の収集・連絡体制の整備</b></p> <p>(1) 県における通信連絡設備の整備</p> <p>ア 県と関係市町、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ衛星系及び地上系防災行政無線施設</p> <p>イ その他携帯電話、衛星電話等の移動通信機器</p> <p>(2) 通信連絡体制の確立</p> <p>各機関は、緊急時における各機関内部及び各機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努めるとともに、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平常時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保等の停電対策等を講じる。さらに、各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、西日本電信電話株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。</p> <p><b>2 複合災害時の災害予防体制の整備</b></p> <p>(1) 県は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して適切に対応するため、災害業務の機能分担を行い、互いに連携すること、また、要員や資機材等の資源配分に関して調整を行うこと、外部からの支援を早期に要請すること等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(2) 県は、複合災害対応により業務が集中する部署では、複合災害に備えたバックアップ体制を整備する。</p>		

修正案	現行	備考
<p>3 複合災害を想定した訓練の実施  <u>県は、国、関係市町、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。</u>  <u>なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。</u>  <u>さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。</u></p> <p>第3節 災害応急対策</p> <p>1 活動体制の確立  (1) <u>県は、複合災害により関係市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合などで、県が必要と認める場合は、関係市町からの要請を待たずに職員の派遣、又は国、他都道府県、他市町等に応援を要請・指示を行う。</u>  (2) <u>複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。</u></p> <p>2 情報の収集・連絡  <u>県及び関係市町は、国や防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。</u></p> <p>3 避難対策  (1) <u>県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難場所の確保を図る。</u>  (2) <u>広域避難の実施にあたっては、県は、関係市町に避難先等の情報を示す。</u>  (3) <u>関係市町は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。</u></p> <p>4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達  <u>県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、県警察本部や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。</u></p> <p>5 緊急時医療措置  <u>県は、大規模自然災害等への対応による医師やその他要員及び機器等に不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、国、他の都道府県、関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。</u></p>		

修 正 案	現 行	備 考
<p>第4節 災害復旧対策</p> <p><u>複合災害として発生する災害の種類に応じて、石川県地域防災計画の本編第4章、及び各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。</u></p>		

# 石川県管内図

## 石川県緊急輸送道路ネットワーク図(新)



石川県緊急輸送道路ネットワーク図(新)の概要

道路の種別

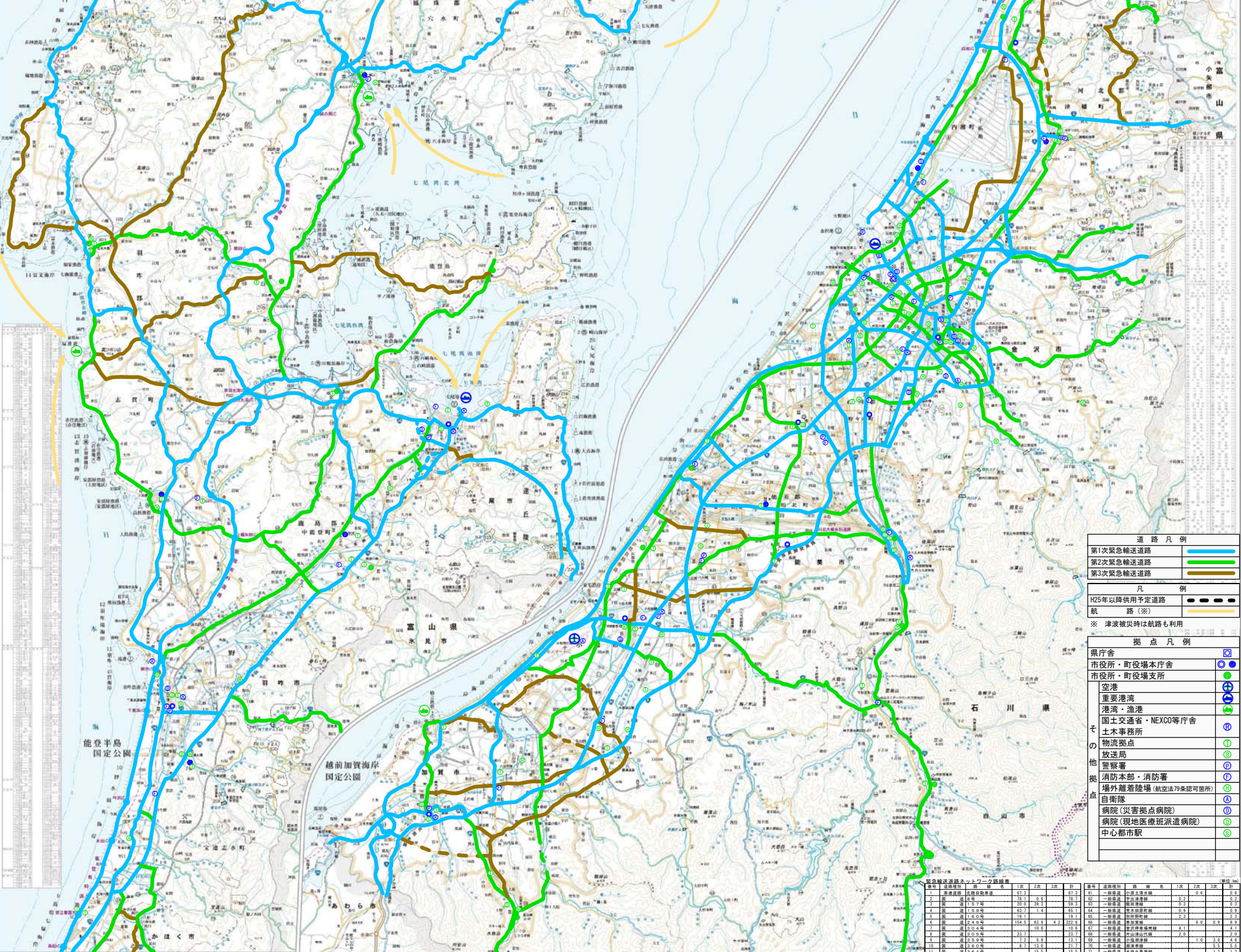
道路の名称

道路の延長

道路の幅員

道路の等級

道路の状況



道路凡例

- 第1次緊急輸送道路 (Blue line)
- 第2次緊急輸送道路 (Green line)
- 第3次緊急輸送道路 (Brown line)

凡例

- H25年以降供用予定道路 (Dashed line)
- 航路(※) (Yellow line)

※津波被災時は航路も利用

観測点凡例

- 県庁舎 (Blue square)
- 市役所・町役場本庁舎 (Blue circle)
- 市役所・町役場支所 (Green circle)
- 空港 (Blue square with wings)
- 重要港湾 (Blue square with anchor)
- 港湾・漁港 (Blue square with anchor)
- 国土交通省・NEXCO等庁舎 (Blue square)
- 土木事務所 (Blue square)
- 物流拠点 (Blue square)
- 放送局 (Blue square)
- 警察署 (Blue square)
- 消防本部・消防署 (Blue square)
- 海外離着陸場(航空法79条認可箇所) (Blue square)
- 自衛隊 (Blue square)
- 病院(災害拠点病院) (Blue circle)
- 病院(現地医療班派遣病院) (Blue circle)
- 中心都市駅 (Blue circle)

道路別延長一覧表

道路種別	延長(km)
第1次緊急輸送道路	123.4
第2次緊急輸送道路	234.5
第3次緊急輸送道路	345.6
その他	456.7

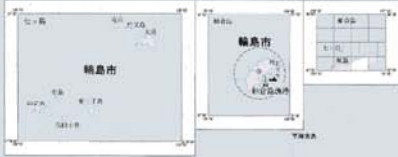
緊急輸送道路ネットワーク総表

路線番号	路線名称	延長(km)	幅員(m)	等級	状況
1	能登半島自動車道	67.3	24.0	1	完成
2	能登半島自動車道(仮称)	36.1	24.0	1	計画
3	能登半島自動車道(仮称)	17.7	24.0	1	計画
4	能登半島自動車道(仮称)	63.7	24.0	1	計画
5	能登半島自動車道(仮称)	10.2	24.0	1	計画
6	能登半島自動車道(仮称)	104.5	24.0	1	計画
7	能登半島自動車道(仮称)	10.6	24.0	1	計画
8	能登半島自動車道(仮称)	22.3	24.0	1	計画
9	能登半島自動車道(仮称)	7.9	24.0	1	計画
10	能登半島自動車道(仮称)	6.2	24.0	1	計画
11	能登半島自動車道(仮称)	15.5	24.0	1	計画
12	能登半島自動車道(仮称)	3.7	24.0	1	計画
13	能登半島自動車道(仮称)	14.5	24.0	1	計画
14	能登半島自動車道(仮称)	25.1	24.0	1	計画
15	能登半島自動車道(仮称)	14.7	24.0	1	計画
16	能登半島自動車道(仮称)	42.7	24.0	1	計画
17	能登半島自動車道(仮称)	6.1	24.0	1	計画
18	能登半島自動車道(仮称)	0.6	24.0	1	計画
19	能登半島自動車道(仮称)	5.7	24.0	1	計画
20	能登半島自動車道(仮称)	10.2	24.0	1	計画
21	能登半島自動車道(仮称)	10.2	24.0	1	計画
22	能登半島自動車道(仮称)	4.7	24.0	1	計画
23	能登半島自動車道(仮称)	1.8	24.0	1	計画
24	能登半島自動車道(仮称)	10.6	24.0	1	計画
25	能登半島自動車道(仮称)	0.7	24.0	1	計画
26	能登半島自動車道(仮称)	0.9	24.0	1	計画
27	能登半島自動車道(仮称)	9.4	24.0	1	計画
28	能登半島自動車道(仮称)	9.4	24.0	1	計画
29	能登半島自動車道(仮称)	7.2	24.0	1	計画
30	能登半島自動車道(仮称)	32.1	24.0	1	計画
31	能登半島自動車道(仮称)	14.9	24.0	1	計画
32	能登半島自動車道(仮称)	9.0	24.0	1	計画
33	能登半島自動車道(仮称)	1.6	24.0	1	計画
34	能登半島自動車道(仮称)	20.2	24.0	1	計画
35	能登半島自動車道(仮称)	0.2	24.0	1	計画
36	能登半島自動車道(仮称)	14.2	24.0	1	計画
37	能登半島自動車道(仮称)	5.8	24.0	1	計画
38	能登半島自動車道(仮称)	20.8	24.0	1	計画
39	能登半島自動車道(仮称)	0.5	24.0	1	計画
40	能登半島自動車道(仮称)	19.8	24.0	1	計画
41	能登半島自動車道(仮称)	12.2	24.0	1	計画
42	能登半島自動車道(仮称)	12.2	24.0	1	計画
43	能登半島自動車道(仮称)	12.2	24.0	1	計画
44	能登半島自動車道(仮称)	12.2	24.0	1	計画
45	能登半島自動車道(仮称)	12.2	24.0	1	計画
46	能登半島自動車道(仮称)	12.2	24.0	1	計画
47	能登半島自動車道(仮称)	12.2	24.0	1	計画
48	能登半島自動車道(仮称)	12.2	24.0	1	計画
49	能登半島自動車道(仮称)	12.2	24.0	1	計画
50	能登半島自動車道(仮称)	12.2	24.0	1	計画
51	能登半島自動車道(仮称)	12.2	24.0	1	計画
52	能登半島自動車道(仮称)	12.2	24.0	1	計画
53	能登半島自動車道(仮称)	12.2	24.0	1	計画
54	能登半島自動車道(仮称)	12.2	24.0	1	計画
55	能登半島自動車道(仮称)	12.2	24.0	1	計画
56	能登半島自動車道(仮称)	12.2	24.0	1	計画
57	能登半島自動車道(仮称)	12.2	24.0	1	計画
58	能登半島自動車道(仮称)	12.2	24.0	1	計画
59	能登半島自動車道(仮称)	12.2	24.0	1	計画
60	能登半島自動車道(仮称)	12.2	24.0	1	計画

# 石川県管内図

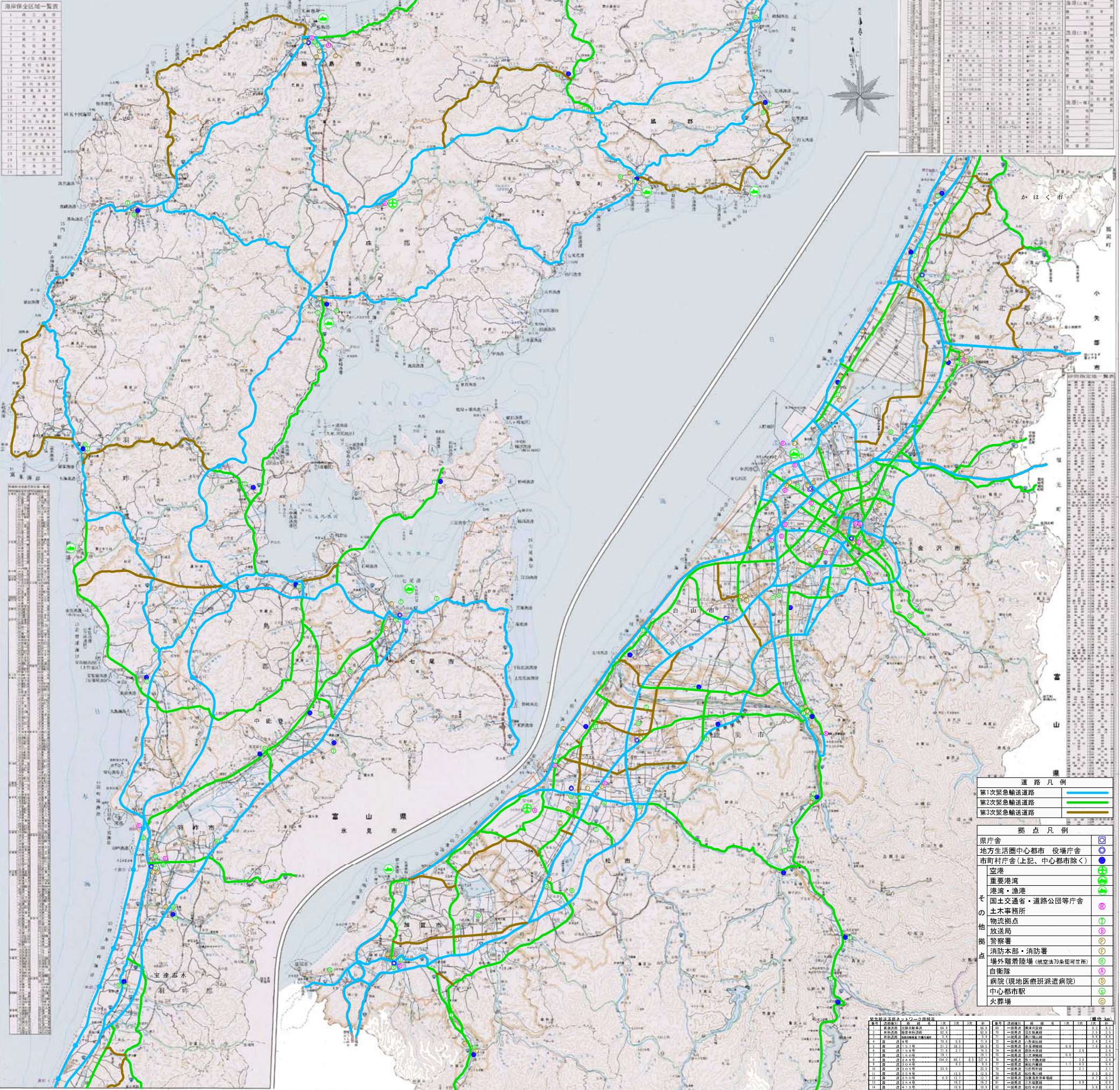
## 緊急輸送道路ネットワーク図(旧)

平成20年3月



番号	名称
1	石川湾
2	能登湾
3	珠洲湾
4	七尾湾
5	富山湾
6	加賀湾
7	白川湾
8	津幡湾
9	野田湾
10	小浜湾
11	穴水湾
12	津幡湾
13	野田湾
14	小浜湾
15	穴水湾
16	津幡湾
17	野田湾
18	小浜湾
19	穴水湾
20	津幡湾
21	野田湾
22	小浜湾
23	穴水湾
24	津幡湾
25	野田湾
26	小浜湾
27	穴水湾
28	津幡湾
29	野田湾
30	小浜湾
31	穴水湾
32	津幡湾
33	野田湾
34	小浜湾
35	穴水湾
36	津幡湾
37	野田湾
38	小浜湾
39	穴水湾
40	津幡湾
41	野田湾
42	小浜湾
43	穴水湾
44	津幡湾
45	野田湾
46	小浜湾
47	穴水湾
48	津幡湾
49	野田湾
50	小浜湾

番号	名称	種別	所在地
1	石川湾	重要港湾	石川市
2	能登湾	重要港湾	能登町
3	珠洲湾	重要港湾	珠洲市
4	七尾湾	重要港湾	七尾市
5	富山湾	重要港湾	富山市
6	加賀湾	重要港湾	加賀市
7	白川湾	重要港湾	白川町
8	津幡湾	重要港湾	津幡町
9	野田湾	重要港湾	野田町
10	小浜湾	重要港湾	小浜町
11	穴水湾	重要港湾	穴水町
12	津幡湾	重要港湾	津幡町
13	野田湾	重要港湾	野田町
14	小浜湾	重要港湾	小浜町
15	穴水湾	重要港湾	穴水町
16	津幡湾	重要港湾	津幡町
17	野田湾	重要港湾	野田町
18	小浜湾	重要港湾	小浜町
19	穴水湾	重要港湾	穴水町
20	津幡湾	重要港湾	津幡町
21	野田湾	重要港湾	野田町
22	小浜湾	重要港湾	小浜町
23	穴水湾	重要港湾	穴水町
24	津幡湾	重要港湾	津幡町
25	野田湾	重要港湾	野田町
26	小浜湾	重要港湾	小浜町
27	穴水湾	重要港湾	穴水町
28	津幡湾	重要港湾	津幡町
29	野田湾	重要港湾	野田町
30	小浜湾	重要港湾	小浜町



第1次緊急輸送道路	青線
第2次緊急輸送道路	緑線
第3次緊急輸送道路	茶線

県庁舎	青四角
地方生活圏中心都市 役場庁舎	青六角
市町村庁舎(上記、中心都市除く)	青八角
重要港湾	青五角
港湾・漁港	青六角
国土交通省・道路公団等庁舎	青八角
土木事務所	青八角
物流拠点	青八角
放送局	青八角
警察署	青八角
消防本部・消防署	青八角
場外避難陸場(航空機70乗降可能所)	青八角
自衛隊	青八角
病院(現地医療派遣病院)	青八角
中心都市駅	青八角
火葬場	青八角

路線番号	名称	延長(km)	起点	終点
1	石川湾	12.3	石川市	石川市
2	能登湾	15.6	能登町	能登町
3	珠洲湾	18.9	珠洲市	珠洲市
4	七尾湾	22.1	七尾市	七尾市
5	富山湾	25.4	富山市	富山市
6	加賀湾	28.7	加賀市	加賀市
7	白川湾	32.0	白川町	白川町
8	津幡湾	35.3	津幡町	津幡町
9	野田湾	38.6	野田町	野田町
10	小浜湾	41.9	小浜町	小浜町
11	穴水湾	45.2	穴水町	穴水町
12	津幡湾	48.5	津幡町	津幡町
13	野田湾	51.8	野田町	野田町
14	小浜湾	55.1	小浜町	小浜町
15	穴水湾	58.4	穴水町	穴水町
16	津幡湾	61.7	津幡町	津幡町
17	野田湾	65.0	野田町	野田町
18	小浜湾	68.3	小浜町	小浜町
19	穴水湾	71.6	穴水町	穴水町
20	津幡湾	74.9	津幡町	津幡町
21	野田湾	78.2	野田町	野田町
22	小浜湾	81.5	小浜町	小浜町
23	穴水湾	84.8	穴水町	穴水町
24	津幡湾	88.1	津幡町	津幡町
25	野田湾	91.4	野田町	野田町
26	小浜湾	94.7	小浜町	小浜町
27	穴水湾	98.0	穴水町	穴水町
28	津幡湾	101.3	津幡町	津幡町
29	野田湾	104.6	野田町	野田町
30	小浜湾	107.9	小浜町	小浜町

青線	第1次緊急輸送道路
緑線	第2次緊急輸送道路
茶線	第3次緊急輸送道路
青四角	県庁舎
青六角	地方生活圏中心都市 役場庁舎
青八角	市町村庁舎(上記、中心都市除く)
青五角	重要港湾
青六角	港湾・漁港
青八角	国土交通省・道路公団等庁舎
青八角	土木事務所
青八角	物流拠点
青八角	放送局
青八角	警察署
青八角	消防本部・消防署
青八角	場外避難陸場(航空機70乗降可能所)
青八角	自衛隊
青八角	病院(現地医療派遣病院)
青八角	中心都市駅
青八角	火葬場

項目	数値
第1次緊急輸送道路	12.3 km
第2次緊急輸送道路	15.6 km
第3次緊急輸送道路	18.9 km
重要港湾	12.3 箇所
港湾・漁港	15.6 箇所
国土交通省・道路公団等庁舎	18.9 箇所
土木事務所	22.1 箇所
物流拠点	25.4 箇所
放送局	28.7 箇所
警察署	32.0 箇所
消防本部・消防署	35.3 箇所
場外避難陸場(航空機70乗降可能所)	38.6 箇所
自衛隊	41.9 箇所
病院(現地医療派遣病院)	45.2 箇所
中心都市駅	48.5 箇所
火葬場	51.8 箇所